

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対するコメント

平成11年1月31日

公認会計士

全体的コメント

現下の金融機関に対しての信頼性回復の一環としての金融検査の重要性からみて今回の「中間とりまとめ」の方向性は高く評価されるものと考えます。

個別のコメント

1 「中間とりまとめ」概要P3に「旧大蔵省金融検査部の「資産査定について」をベースとしつつ」とあるが、旧通達において、従来ごく自然に疑問もなく、非分類に査定されていた項目等について、今回は、経済環境の変化に伴い見直しが行われているのではないかと思われるが、この点は注意喚起した方がベターではないか。

例えば、政府出資法人が出資する法人に対する貸出金の取り扱い、金融機関が設立した信用保証会社等の保証、リスケジュールが成立している場合の取り扱い等である。

2 信用リスクに関する検査についてP1「Ⅱ 自己査定に関する検査の方法」において被検査金融機関の立ち会いのもとで、会計監査人の見解を直接聴取するなどの意見交換を行うものとする。」ことについては、制度の導入は理解できるが、運用上幾つかの不安がある。

a 金融検査官は会計監査人と比較して他行情報等多くの情報（例えば主力銀行の支援体制に関する情報、保守的な引当基準を採用している銀行情報等）に接触できるが、会計監査人は守秘義務の関係もあり情報入手に制限がある。この点から上記意見交換において、必ずしも公平な意見交換が出来るのか。

b 会計監査人の主たる監査目的は商法、証券取引法監査における、財務諸表に対する適法または適正意見の表明にあり、その一環として、自己査定監査が位置づけられており、必ずしも金融検査官の目的とは完全に合致しない恐れがある。従って、個々の自己査定における重要性判断には差が発生しかねない。

3 用語の定義の内、「質量区分」、「分類資産」、「償却区分」の定義を図表化して分かりやすく提示したらどうか。特に要注意先となる債務者と要管理債権である債務者との区分についてなど。

4 P8債権の分類方法(8)外国政府等に対する債権のうち「回収の危険の度合いに応じて当該債権を分類する」という表現は以前の通達より表現が曖昧になっており、改善を要望したい。

5 P9 9. 有価証券の分類方法において「特金勘定」を明示しない理由はなにか。

また、P11(4)その他の資産に未収金、未収収益、支払承諾勘定見返を明示したらどうか。

6 P13 決算期末日以降の重要な後発事象については、決算実務を相当勘案したものでないと実務的に混乱を起こしかねない。重要性、カットオフについての会社、検査官、公認会計士間の事前協議が図れる。

7 金融検査マニュアルにおいて会計処理基準まで拘束すべきでないのではないかと。例えば、P25 有価証券について原価法を採用している場合の50%基準および過去1年間に一度も株価の50%以上になっていない場合の処理基準によれば商法第285条の2に規定する回復可能性を否定することにならないか。また、P25 勘定・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回っている(50%基準)の場合の直接償却—P33—の処理なども商法第34条第2号との関係をどう解釈するのか。

8 P35 異常値検出の検証に関しての記述の中に「当該特定先に対する損失額

は破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法により～」とあるが何らかというような幅がある表現では実務上混乱が生じる恐れはないか。

9 P 36 「要注先に対する債権に係わる貸倒引当金については、要注先に対する債権の平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上するようになっているが、」何故に3年間なのかが示されていない。

10 P 23～24のいわゆる条件緩和債権の定義は依然として曖昧なところがあり実務的にも、また審査上の判断でも見解が分かれるところであり、この際により明快な解説を出さないと引続き混乱が見られるのではないか。

11 P 30 予想損失率の記述があまりにも簡潔すぎるのではないか。倒産率、回収見込率、平均回収割合などの意味にしても統一的な説明が必要ではないか。実務にまかせることであっても単なる公式を示すだけでは円滑な引当て実務は言えない。

12 関連ノンバンクを含む金融支援先の査定方法の明確化を企図しているとの記述があるが（P 3）、過去の方法に何処に欠点があったのかの比較がなく、検査官だけが知りうる情報で今回改善をしたとも解釈できる。より分かりやすい記述が望ましい。

以上